

第 3 期松戸市子ども総合計画（松戸市こども計画）の策定について

令和 5 年 7 月 26 日 子ども部 子ども政策課

1 第 3 期松戸市子ども総合計画（松戸市こども計画）の策定について

(1) 第 3 期松戸市子ども総合計画の策定方針

① 子ども・子育て支援事業計画をはじめとする関連計画を一元化して策定

- 本市では、令和 2 年 3 月に、第 2 期計画を策定したところですが、計画期間が令和 6 年度で終了するため、今年度より、第 3 期計画（計画期間：令和 7～11 年度）の策定に着手します。
- 令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」（第 10 条⇒参考 2）の趣旨を踏まえ、第 3 期計画については、第 2 期計画と同様、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画をはじめとする関連計画を、子ども総合計画（こども計画）として一元化して策定（⇒参考 1）します。

② 新たに子どもの貧困対策計画を包含

- 現在、政府では、「こども基本法」（第 9 条⇒参考 2）の規定により、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定める「こども大綱」の策定を進めており、「少子化社会対策推進大綱」、「子供若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の 3 つの大綱を一元化し、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を進めていくとしていることから、こうした動向を踏まえて、第 3 期計画では、子どもの貧困対策計画も含めて策定を行います（⇒参考 1）。

③ こども大綱をはじめとする国の方針・指針等を考慮

- 第 3 期計画の策定に当たっては、前述の「こども基本法」や「こども大綱（令和 5 年秋以降閣議決定予定）」のほか、「こども未来戦略方針（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）」、「骨太の方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」等も踏まえて進めます。

(2) 令和 5 年度の予定

① 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査を実施（⇒p. 3）

- 第 3 期計画の策定に当たっての基礎資料とするため、本市の子ども・子育て世帯の生活実態や動向、ニーズ等を把握・分析するため、子どもや保護者等を対象にアンケート調査を実施します。

② まつど高校生“こどもまんなか”アイデア・イラスト コンテストを開催（⇒p. 5）

- 「こども基本法」（第 11 条⇒参考 2）では、こども施策の策定等に当たり、子どもの意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを国及び地方公共団体に義務付ける規定が設けられたことから、その取組の一環として、①のアンケート調査に加え、高校生を対象に、子どもや子育てに関する取組について、アイデアやイラストを募集し、コンテストを行います。

③ 第3計画の骨子案を作成

- 市民アンケート調査やコンテストの結果等を踏まえ、第3期計画の基本理念、基本目標、施策の体系、基本・重点施策等の検討を行い、骨子案を作成する予定です。

参考1：松戸市子ども総合計画の体系

第3期松戸市子ども総合計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）

第2期松戸市子ども総合計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）

- ・ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）
- ・ 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- ・ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定）
- ・ 母子保健計画（母子保健計画策定指針に規定）
- ・ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）
- ・ 子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定）

参考2：こども基本法（抄）

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

（都道府県こども計画等）

第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市民アンケート調査について

(1) 調査の目的

- 本市の子ども・子育て世帯の生活実態や動向、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズや課題、子育てや教育に関する保護者の意識、子ども自身の成長に伴う意識の変化、生活の困窮が子どもの意識等に与える影響等を把握・分析し、第3期計画策定のための基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査対象者及び調査数

調査対象者	調査数
① 就学前児童の保護者	3,000
② 小学5年生及びその保護者	各1,500
③ 中学2年生及びその保護者	各1,500
④ 高校2年生	1,000
⑤ 一般市民（18～24歳）	1,000
⑥ 市外に転出した就学前児童の保護者	500

(3) 調査方法

- 郵送調査（郵送にて調査票を配布・回収）
 - 回答負担の軽減や回収率の向上をはかるため、今回の調査よりインターネットによる回答を導入します（小学5年生と中学2年生は除く）。
 - 一般市民（18～24歳）については、回答はインターネットのみ可とします（調査票は送付せず、インターネット回答フォームへリンクするQRコードを付したはがきを郵送）。

(4) 調査期間

- 令和5年9月～10月を予定

(5) 主な調査項目

① 就学前児童・小学生・中学生保護者

… 近年の社会動向を踏まえ、新たに働き方改革や少子化対策に関する設問を拡充します。

● 子育て環境に関する満足度

- 今回調査では、「不満」の回答者に対し、不満の要因が、市の子ども・子育て支援にあるのか、それとも住環境や治安、まちのイメージ等にあるのかについても把握します。

● 子ども・子育て支援事業等の認知度・利用状況・利用希望・評価

- 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」を推計するにあたり、教育・保育施設を

中心に、各事業の需給ギャップや将来的（潜在的）ニーズを把握します。

- **就労状況**

- 就労の有無や就労形態等だけでなく、就労しない（できない）理由や、仕事を辞めた理由等についても可能な範囲で把握する予定です。

- **育児休業の取得状況**

- 特に男性の取得状況に着目し、育児休業制度の普及・定着状況を把握します。

- **柔軟な働き方を可能にする制度の利用状況等**

- 短時間勤務、テレワーク、フレックスタイム等の利用状況・利用希望を把握するとともに、こうした柔軟な働き方が、仕事と子育ての両立に寄与しているかを把握します。
- 設問は、「令和2年度 仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査」（厚生労働省）を参考に検討します。

- **少子化社会に関する意識**

- 希望する子どもの数を把握し、現実と乖離がある場合は、その要因についても把握します。
- 設問は、「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査」（内閣府）を参考に検討します。

② **小学生・中学生・高校生 … 子どもの貧困対策的視点の設問を大幅に拡充します。**

- **生活困窮度と、自己肯定感、学力、体験・経験、生活習慣との関係**

- 貧困が子どもに悪影響を及ぼすとされる項目を網羅的に把握します。
- 設問は、「令和3年 子供の生活状況調査」（内閣府）、「令和元年度 青少年の体験活動等に関する意識調査」（国立青少年教育振興機構）を参考に検討し、国の調査結果とも比較します。

③ **一般市民（18～24歳）**

… 前回の調査では、対象を「18歳以上」としましたが、今回の調査では、若者を取り巻く現状と課題を把握するため、「18歳～24歳」に変更し、それに伴い設問を全面的に見直します。

- **人生観・幸福感、社会との関わり・孤立、ニート・引きこもりの状況、各種支援制度の利用状況**

- 設問は、主に「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」（内閣府）を参考に検討します。

④ **市外（柏市・流山市）に転出した就学前児童保護者 … 原則、前回調査の設問を踏襲します。**

- **転出の理由**や、子どもを取り巻く環境（保育園、学校、小児医療、治安、街のイメージ等）について、本市の方がよかった点や転出先の方がよかった点等を把握します。

3 まつど高校生“こどもまんなか”アイデア・イラスト コンテストについて (⇒資料1-2)

(1) 開催の背景・目的

- 令和5年4月1日、子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、「こども家庭庁」が発足し、同日には、「こども基本法」も施行され、国及び地方公共団体に対しては、子ども施策の策定等に当たり、子どもの意見を聴取して反映させるための取組が義務付けられました。
- こうした中、本市においても、今年度より「第3期松戸市子ども総合計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）」の策定を進めるに際し、子どもの意見表明の機会を充実させ、市の政策に興味や関心を持ってもらうことを目的に、子どもや子育てに関する取組等に関するコンテストを開催し、高校生の常識や前例にとらわれないアイデアやイラストを募集します。

(2) 募集期間

- 令和5年8月1日（火）～9月19日（火）

(3) 応募資格

- 松戸市に在住または在学の高校生

(4) 募集するアイデア・イラスト

① アイデア部門

- 松戸市で「こどもまんなか社会」を実現するために必要な、子どもや子育て等に関する取組
 - ✓ 提案書には、提案のテーマ、解決したい課題、解決のための取組、得られるメリットを記載するものとします。
 - ✓ 提案のテーマについては、「〇〇で子育てをサポート!」、「子どもの夢を〇〇で応援!」、「〇〇で守ろう、子どもの権利!」、「〇〇で子どもの貧困をなくそう!」等、子どもや子育てに関する取り組みであれば、何でも可とします。

② イラスト部門

- 松戸市にとって理想の「こどもまんなか社会」をイメージしたイラストとそのタイトル・キャッチフレーズ

(5) 表彰・賞品（各部門）

最優秀賞 クオカード 5,000 円分（1名） **優秀賞** クオカード 3,000 円分（3名）

(6) 応募方法

- 提案書・イラストに応募票を添えて、持参、郵送、メールにて、子ども政策課に提出

(7) 結果発表・表彰式

- 審査結果は、10月下旬頃に松戸市のホームページで発表します。
- 入賞作品については、11月頃に、著名人をゲストに招いて、発表会・表彰式を行うほか、「第3期松戸市子ども総合計画」への掲載や、松戸市主催のイベント等で展示する予定です。

(8) 審査方法（案）

- 子ども部全職員を対象とした投票を想定しています。
 - 応募者数過多の場合は、子ども政策課にて1次選考を実施する予定です。